

岩手県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
内館歯科医院	下閉伊郡山田町境田町14番7号	平成20年11月11日
杉江内科クリニック	岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地1017	平成20年12月1日